

地域未来投資促進税制の見直し

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

地域の魅力等を生かした地域社会を創出に向けて各地方自治体が戦略的に重点支援を行う分野への設備投資を後押しするため、「高成長投資枠」に対する新たな種類の追加等を行ったうえで、適用期限を3年延長される。

2. 内容(所得税も同様の改正)

- ・適用期限が3年間延長される。
- ・対象となる設備投資額が1億円以上へ変更される。
- ・機械装置・器具備品の特別償却割合が35%へ変更される。(上乗せ措置の割合は改正なし)
- ・サプライチェーン類型が対象となる類型から除外される。
- ・高成長投資枠に対する新たな上乗せ措置が創設される。
- ・主務大臣の要件、課税特例の要件および上乗せ要件が一部変更される。

3. 適用時期

- ・2025(令和7)年4月1日から2028(令和10)年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。
(適用期限3年間延長)

4. 影響

- ・サプライチェーンの強靱化に資する類型が対象から除外される。
- ・設備投資規模要件が改正前の2,000万円から1億円かつ、前事業年度の減価償却費の25%以上となり適用可能な設備投資が限られる。
- ・上乗せ要件が新たに追加されたが、これらに該当しない場合には機械装置等の特別償却の割合が35%に引き下がる。

<改正のポイント>

5. 実務のポイント

- ・各地方公共団体が策定する「基本計画」について、改正内容に基づいた修正等がなされるか今後詳細を確認する必要がある。
- ・既存の上乗せ要件について、「労働生産性の伸び率が4%以上」に優遇される中小企業者の範囲が見直される見込みであるため今後詳細を確認する必要がある。
- ・今回追加される上乗せ要件について業種が指定されるため、各地方公共団体ごとに税制を適用可能か判断する必要がある。
- ・自治体が業種を指定するための要件については今後詳細を確認する必要がある。
(付加価値額の伸び率等)
- ・新設される類型は設備投資額10億円以上を対象とするため、適用可能事業が限られる。

1. 改正の趣旨・背景

地域未来投資促進税制は、平成29年度に地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすため創設された。

今年度改正においては、主に地域経済を牽引する中堅・中核企業等の成長を通じて強靱な産業基盤の構築を行うため、各地域の特性や魅力を生かし、地域経済への波及効果が高く期待できる事業の促進を強化すべく、戦略的に重点支援を行う分野に関する10億円以上の設備投資への優遇措置を創設する。

地方公共団体において、特定の産業分野に限定し、自治体ごとの振興計画に基づき実行したことで、関連製品の製造や関連企業等の増加につながった事例が多く、このような意欲ある自治体の戦略的な政策取組みを後押しする必要があるため新たな措置が創設され、適用要件等の見直しを行ったうえで適用期限の延長が行われた。

2. 改正の内容

(1) 制度の概要

地域未来投資促進税制とは、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却(最大50%)又は税額控除(最大6%)を受けられることができる制度である。

本税制の適用を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認(STEP1)を受けた上で、国(主務大臣)による課税特例の確認(STEP2)を受ける必要がある。

(2) 適用期限の延長

地域未来投資促進税制については、2025年(令和7年)4月1日から2028年(令和10年)3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。(適用期限3年間延長)

(3) 先進性要件の改正とサプライチェーン類型の除外

項目		改正前	改正後
先進性要件 (次頁課税特例の要件①)	通常 類型	・事業の先進性の確認に当たっては、投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれることを確認すること	・運用上、事業の先進性の確認に当たっては、投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定以上であることの 確認を不要とする ※先進性の確認については、先進性が認められない事業の明確化、その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講じて行う
	チェ ー プ ラ イ チ ェ ン 類 型	・海外に生産拠点が集中している一定の製品の製造をすること及びその地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内でその製品の承認地域経済牽引事業者の取引額の一定水準以上の増加が見込まれることを確認すること(特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業については該当しない)	・対象となる事業類型から除外

2. 改正の内容

(4) 課税特例の要件改正

項目		改正前		改正後	
適用対象資産		機械装置・器具備品	建物・附属設備・構築物	機械装置・器具備品	建物・附属設備・構築物
課税特例の要件		①先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く) ②設備投資額が2,000万円以上 ③設備投資額が前事業年度減価償却費(※1)の20%以上であること ④対象事業の売上高伸び率が、0を上回りかつ過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤旧計画が終了しておりその労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上		①先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く) ②設備投資額が 1億円以上 ③設備投資額が前事業年度 減価償却費(※1、2)の25%以上 であること ④対象事業の売上高伸び率が、0を上回りかつ過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤旧計画が終了しておりその労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上 ⑥ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること	
(選税制適用置)	特別償却	① 原則(②以外) 基準取得価額 × 40%	基準取得価額 × 20%	① 原則(②以外) 基準取得価額 × 35%	基準取得価額 × 20%
		② 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型A又はBもしくはC】を満たす場合) 基準取得価額 × 50%		② 上乗せ措置 (次頁の上乗せ類型いずれかを満たす場合) 基準取得価額 × 50%	
	税額控除	① 原則 基準取得価額 × 4% ② 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型A又はB】を満たす場合) 基準取得価額 × 5% ③ 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型C】を満たす場合) 基準取得価額 × 6%	基準取得価額 × 2%	① 原則 基準取得価額 × 4% ② 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型A又はBもしくは 新設類型 】を満たす場合) 基準取得価額 × 5% ③ 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型C】を満たす場合) 基準取得価額 × 6%	基準取得価額 × 2%
		控除限度額: 法人税額 × 20%		控除限度額: 法人税額 × 20%	

(※1)対象事業者が連結会社である場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算

(※2)会社法の適用のない法人からの出資が過半数である法人の計算方法を明確化する見込み

(法人税:地域未来投資促進税制の見直し)

2. 改正の内容

(5) 上乗せ類型の拡充(赤字が改正内容)

		機械装置 器具備品	建物・付属設 備・構築物
		特別償却 (税額控除)	特別償却 (税額控除)
	上乗せ 類型C	50% (6%)	
いずれかの要件を満たす	上乗せ 類型A (①+②)	50% (5%)	税額控1% の上乗せ
	上乗せ 類型B (①+③)		20% (2%)
	上乗せ 新設類型 (①+④)		特別償 15% 税額控1% の上乗せ
通常類型	35% (4%)		

出典:「令和7年度税制改正に関する経済産業省要望 令和6年8月経済産業省 P6」を基に弊社作成

(※3) 特定中堅企業者とは、産業競争力強化法において規定される従業員数や雇用創出能力等を有する企業

(※4) 中小企業者については、労働生産性の伸び率4が%以上となるが、この中小企業者の範囲も改正見込みであり今後詳細の確認が必要

(法人税: 地域未来投資促進税制の見直し)

2. 改正の内容

(6) 新設類型の詳細

	新設類型	特別償却 (税額控除)
機械装置 器具備品	創出される付加価値額が1億円以上、かつ、 <u>自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業</u> であって、設備投資額が10億円以上であること	50% (5%)

<地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

下記の①～③を満たす産業(※5)を各自治体が指定

なお、要件の詳細については調整中であるため今後留意が必要である。

① 地域経済への波及効果

その地方公共団体におけるその業種の付加価値額の増加率又はその付加価値額その県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上であること。

② 当該産業の成長性

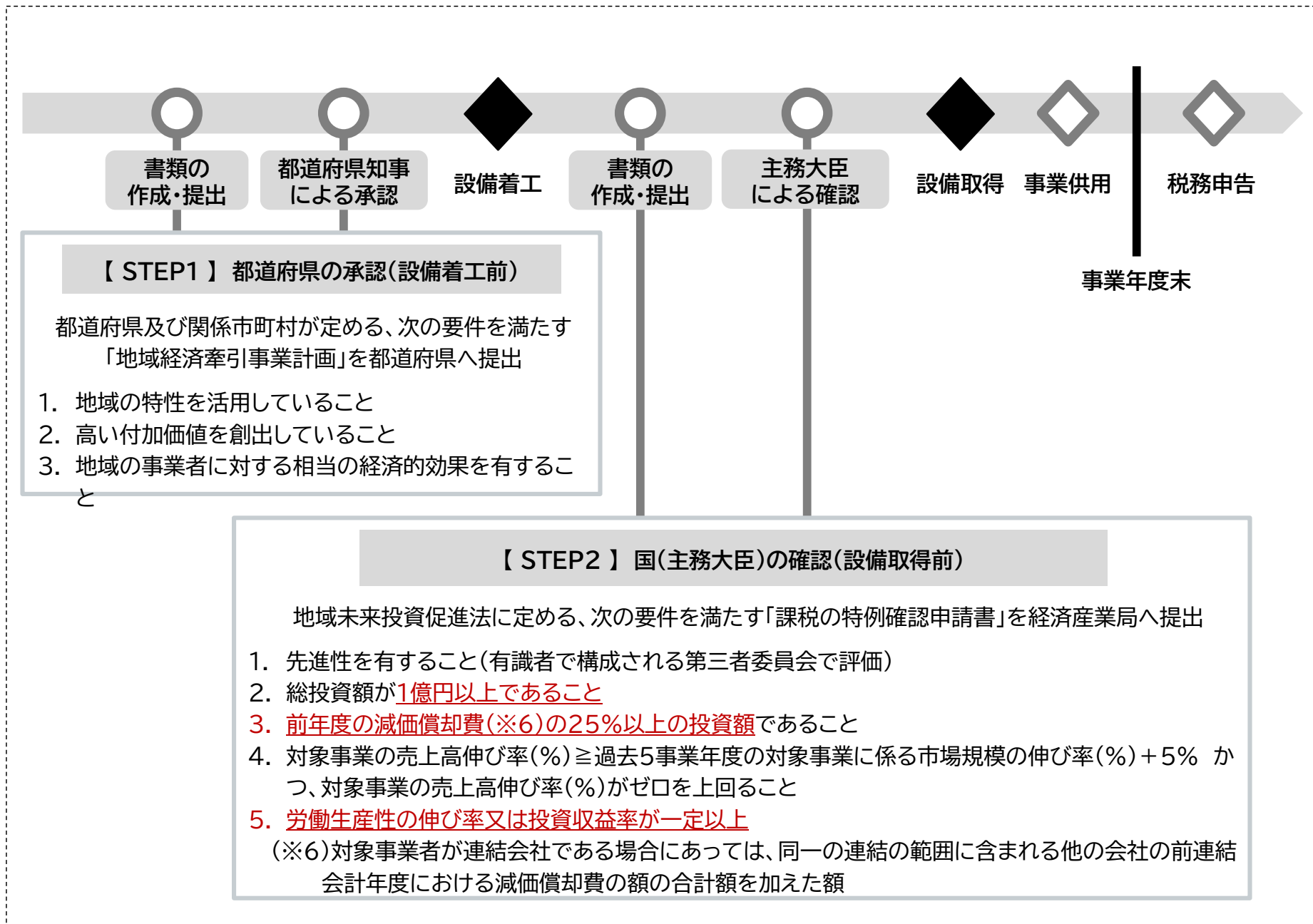
その地方公共団体におけるその業種の売上高の総額、就業者の総数又は給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以上であること。

③ 自治体の計画性

その地方公共団体において、その業種の振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取り組みが実施されていること。

(※5)日本標準産業分類の中分類ベースで確認・指定(最大3つまで)

3. 手続きのフロー(赤字が改正内容)



4. 参考 大企業に対する税額控除の取り扱い

収益が拡大しているにもかかわらず賃上げ・投資に消極的な大企業(中小企業者等(※7)以外)に対して、2018(平成30)年4月1日以降に開始する各事業年度において、次の①～③の要件のいずれにも該当しないときは、税額控除を選択することができない。

要件	内容
①所得要件(※8)	当期所得 \leq 前期所得
②賃上げ要件(※9)	当期の継続雇用者の給与等支給額 $>$ 前期の継続雇用者の給与等支給額
③設備投資要件(※9)	国内設備投資額(※10) $>$ 当期償却費総額(※11) \times 30%

(※7)中小企業者等とは、中小企業者(次の①もしくは②に掲げる法人)又は農業協同組合等をいう。

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人に発行済株式総数等の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式総数の3分の2以上を所有されている法人を除く)

②資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

なお、2019(平成31)年4月1日以後に開始する事業年度においては、中小企業者のうち適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいう。)に該当するものは除かれている。

(※8)設立事業年度又は合併事業年度は①所得要件の判定対象外となる。

(※9)資本金が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上、又は従業員数2,000人超で前事業年度が黒字の法人等の要件は、次の通りとなる。

・②賃上げ要件 当期の継続雇用者の給与等支給額が前期の継続雇用者の給与等支給額から1%以上増加していること

・③設備投資要件 国内設備投資額 $>$ 当期償却費総額 \times 40%

(※10)国内設備投資額とは、法人が適用年度において取得等をした国内にある減価償却資産でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいう。

(※11)当期償却費総額とは、法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額(損金経理の方法又は適用年度の決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、過年度分の減価償却超過額の当期認容額を除く。)の合計額をいう。